

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の改定について

平成 31 年 3 月
安心・安全まちづくり推進課

1 策定の理由

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条の規定により策定した現行計画の計画期間が平成31年3月で終了する。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月制定）に、地方公共団体における再犯の防止等の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定める努力義務が規定された。

このため、現在の刑法犯認知件数の減少傾向を維持し、新たな課題等に対応するとともに、再犯防止施策の推進を「犯罪のない安心・安全なまちづくり」の推進と合わせて実施する必要があることから、計画内に大きく盛り込み計画全体を策定する。

2 基本目標

- ・刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件を目指し、新たな脅威（犯罪）に対応
- ・国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して再犯防止施策を推進
- ・犯罪被害者等基本法や国の基本計画を踏まえて、総合的な犯罪被害者等支援を実施

3 計画の主な内容

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくり

項目	具体的施策
地域における防犯活動の推進	・府民協働防犯ステーション活動事例の共有化等への支援 ・防犯活動参加機会を増やす「ながら」防犯パトロールの推進 等
児童虐待への対策や子どもの安全の確保	・関係機関との連携体制の強化に向けた児童虐待対応地域連携会議の設置 ・子どもの危機回避能力の向上に向けた体験型防犯教室の開催 等
ストーカー被害やDVへの対策	・京都ストーカー総合対策ネットワークによる総合対策の実施 ・DV加害者の抱える経験等を踏まえた更生プログラムの実施 等
特殊詐欺被害防止の取組	・関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発 ・行政機関や関係団体・事業者等と連携した高齢者見守り活動の強化 等
サイバー犯罪等への対応	・ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進 ・情報モラルの向上や被害防止に向けた広報啓発活動の推進 等

(2) 再犯防止施策の推進（新たに策定）

項目	具体的施策
互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	・京都府再犯防止推進ネットワーク会議(仮称)の設置 ・再犯防止啓発月間(7月)における広報の実施 等
非行少年等への支援	・非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)による支援 ・非行の低年齢化に対応した支援や保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施 等
関係機関と連携した福祉的施策	・地域生活定着支援センターでの支援 ・薬物依存を有する者への支援 等

(3) 犯罪被害者等に対する支援の充実

項目	具体的施策
犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実	・犯罪による被害等発生直後の支援の充実 ・市町村を含めた相談窓口体制の充実 等
民間支援団体への援助	・「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大 等
犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	・生命の大切さを教育する「いのちを考える教室」の学校等での実施 ・警察関係、市町村、民間支援団体が設置する相談窓口の周知 等

4 計画期間

5年間（2019年度から2023年度まで）（進捗状況について毎年度点検を行い、必要に応じて施策を見直し）